

福岡市雨水流出抑制施設設置に関する実施細目

第1 趣 旨

本実施細目（以下「細目」という。）は福岡市雨水流出抑制施設助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、市内に雨水流出抑制施設を設置する場合の具体的な構造基準及び実施に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この細目で使用する用語の定義は、要綱で使用する用語と同義である。

第3 雨水貯留タンク（以下「タンク」という。）の構造等

タンクは既製品とし、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 直接雨どいから接続し、耐久性があり地上に設置できるもの。
- (2) 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの。
- (3) 合計容量が100リットル以上であるもの。
- (4) タンク内部へ日光を通さないもの。
- (5) 特に市長が認めるもの。

第4 雨水浸透施設の構造等

雨水浸透施設については、雨水排水専用の排水設備に設置すること。

2 雨水浸透柵の構造は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 雨水浸透柵は、雨水排水系統の会合点等、雨水を効率的に集水できる箇所に設置すること。
- (2) 雨水浸透柵の材質は、硬質塩化ビニル製、コンクリート製等とし、原則として市長が承認したものであること。
- (3) 雨水浸透柵の形状及び構造は、内径15cm以上とし、堅固で耐久性があり、柵本体が透水性を有するもので、その周囲には碎石等を充填させ、上底面及び側面には透水シートを敷くものとし、集水した雨水を地中に浸透させる構造とする。（参考図参照）
- (4) 雨水浸透柵の蓋は、堅固で耐久性のあるものを使用し、設置場所に合った構造とする。
- (5) 多量のゴミの流入が予想される場合は、取外しの出来るゴミ取除きフィルター（金網等）等を設置する。

3 雨水浸透管の構造は、原則として次に掲げるものとする。

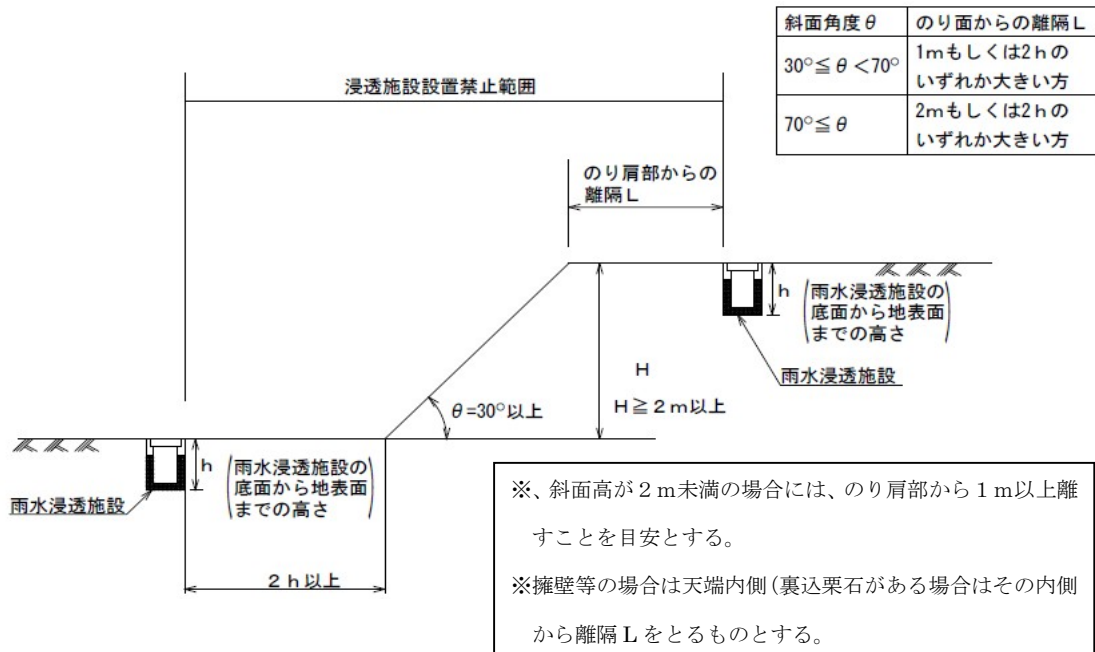
- (1) 管径はφ100mm以上、こう配は1%を標準とする。
- (2) 浸透管は、側面に浸透孔を設け、接続された柵からの流入水を均一に分散させるもので、その周囲には碎石等を充填させ、上底面及び側面には透水シートを敷くものとし、集水した雨水を地中に浸透させる構造とする。（参考図参照）
- (3) 浸透管の材質は硬質塩化ビニル製、コンクリート製等の多孔管とし、形状は円形等とする。

第5 所有者の同意書

要綱第4条第1項に規定する土地・建物の使用者は、雨水流出抑制施設の設置について、当該所有者の同意書（様式9）を市長に提出しなければならない。

第6 要綱第4条第2項に該当する場所は次のとおり

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 斜面の近傍で下記に示す区域



- (3) その他、市長が指定する区域

第7 要綱第6条中の用語について

- (1) 合計容量

2基以上のタンクを設置する場合の、個々のタンク容量の合計をいう。

- (2) 敷地

建物の存する土地において、建物と一体となって使用されている範囲をいう。

第8 完了実績報告について

要綱第11条に規定する完了実績報告に添付する工事写真は下記のとおりとする。

- (1) 雨水貯留タンクについては設置完了写真は不要。

- (2) 雨水浸透施設については設置箇所毎に次の項目を撮影する。

- ・着工前
- ・掘削完了
- ・透水シート張り完了
- ・底部砕石完了
- ・浸透柵設置完了
- ・浸透管布設完了（全延長）
- ・砕石埋戻完了
- ・工事完了

の各部分とし、それぞれ形状・寸法・延長が確認できるようスケール等を当てて撮影する。

第9 雨水流出抑制施設の保全

- (1) 要綱第16条第1項に規定する雨水流出抑制施設を設置後7年以上存続させる基準日とは、完了検査に基づく助成金確定通知日とする。
- (2) 要綱第16条第1項に規定する市長がやむを得ない理由があると認めるときとは、助成金の交付を受けた者が、死去、疾病や災害及び転任に伴う転居等により、管理の継続が困難となった場合とする。
なお、この場合においては第三者に対し譲渡の協力が得られるよう努めなければならない。
- (3) 要綱第16条第2項に規定する雨水流出抑制施設を譲渡する場合は、事前に雨水流出抑制施設譲渡届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。また、廃止する場合は、事前に雨水流出抑制施設廃止届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

第10 その他

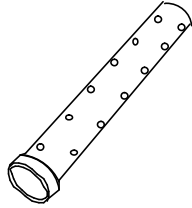
本細目により判断しがたい事項が生じた場合は、市長と別途協議するものとする。

附則

- この細目は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この細目は、平成24年 7月 2日から施行する。
- この細目は、平成27年 3月30日から施行する。
- この細目は、令和 2年10月 1日から施行する。
- この細目は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この細目は、令和 7年 4月 1日から施行する。
- この細目は、令和11年 3月31日をもって廃止する。

参考図

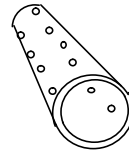
浸透管の種類（例）



有孔ヒューム管

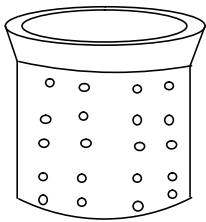


ポーラスコンクリート管

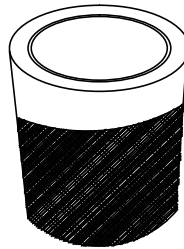


有孔塩化ビニル管

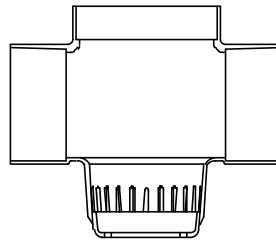
浸透柵の種類（例）



コンクリート製浸透柵

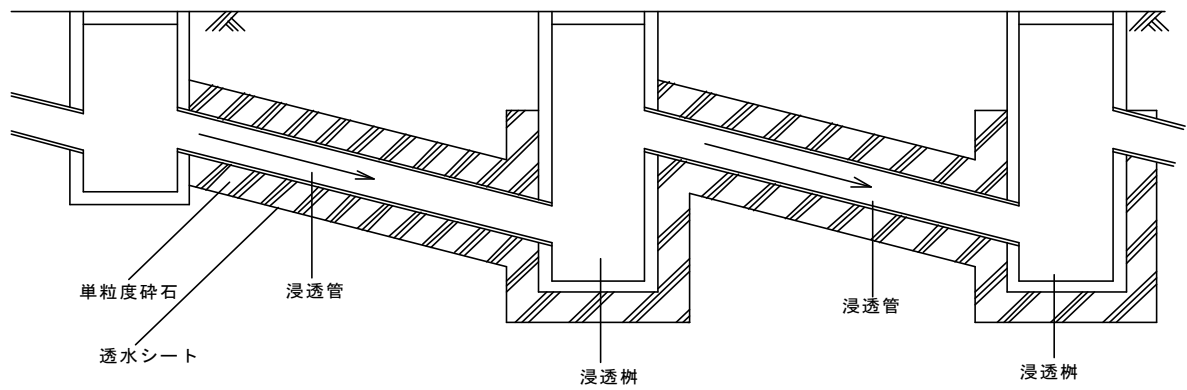


ポーラス
コンクリート製浸透柵

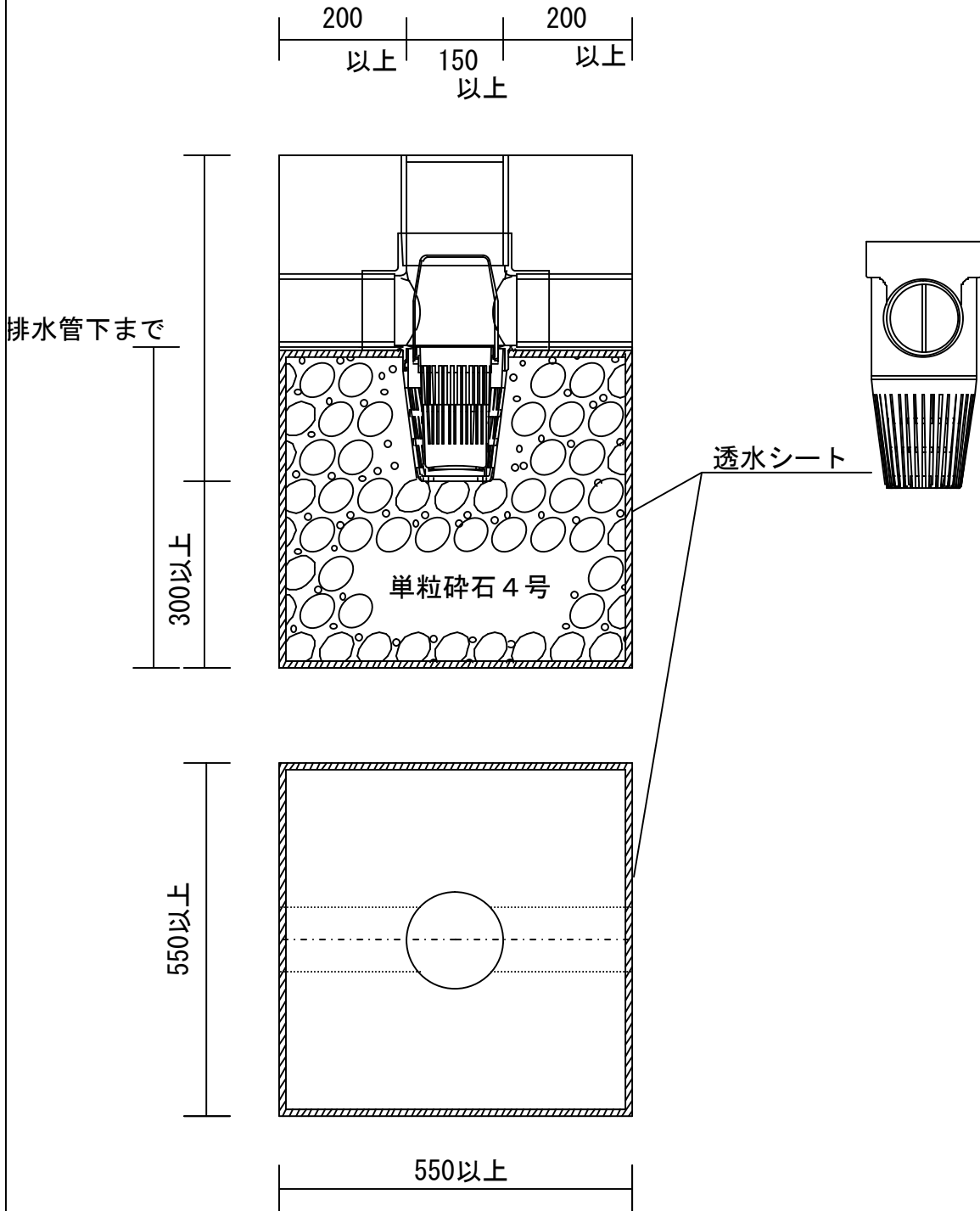


塩化ビニル製（樹脂製）浸透柵

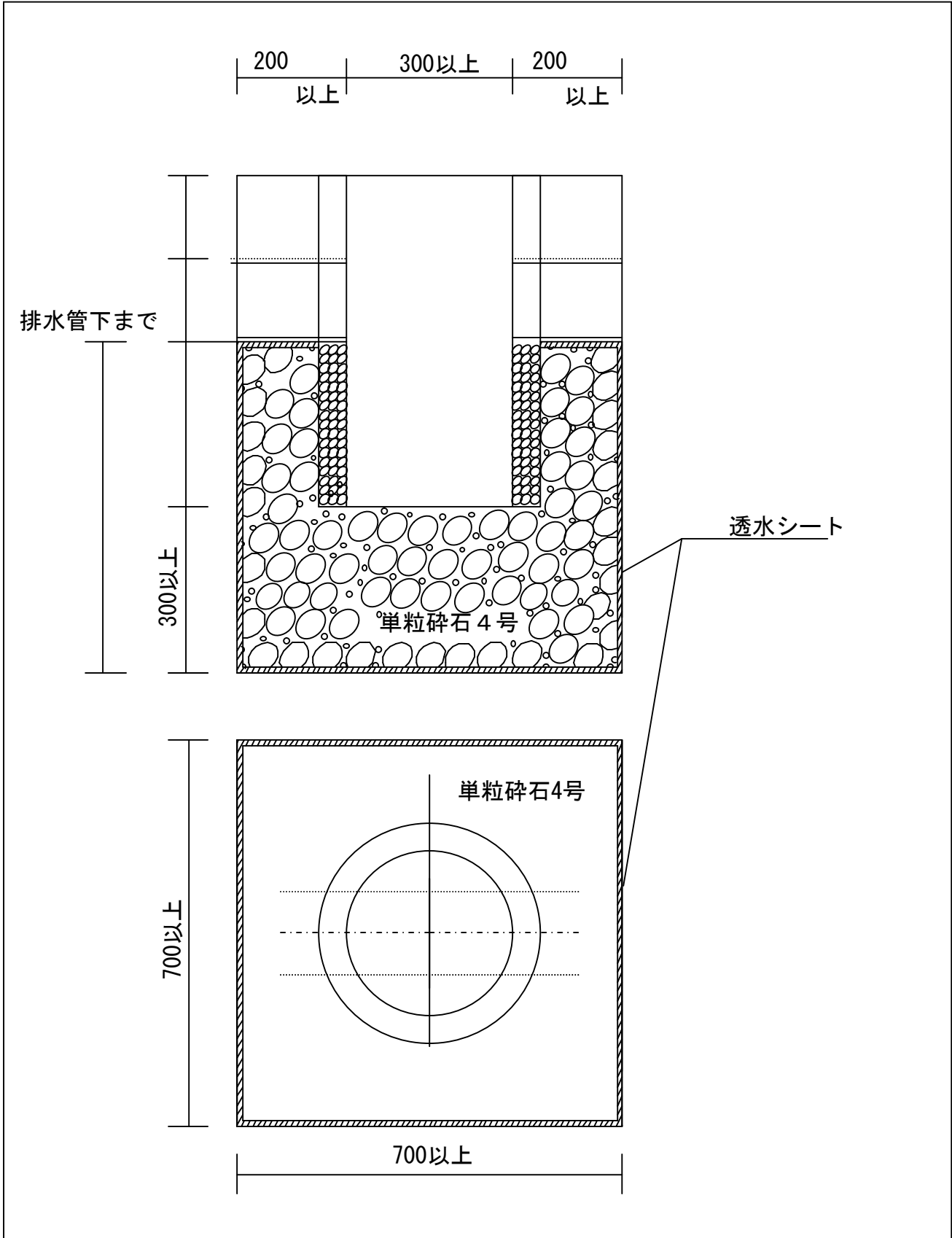
浸透管，浸透柵の設置（例）



標準構造図の例
浸透柵（塩ビ製） φ150mm の例

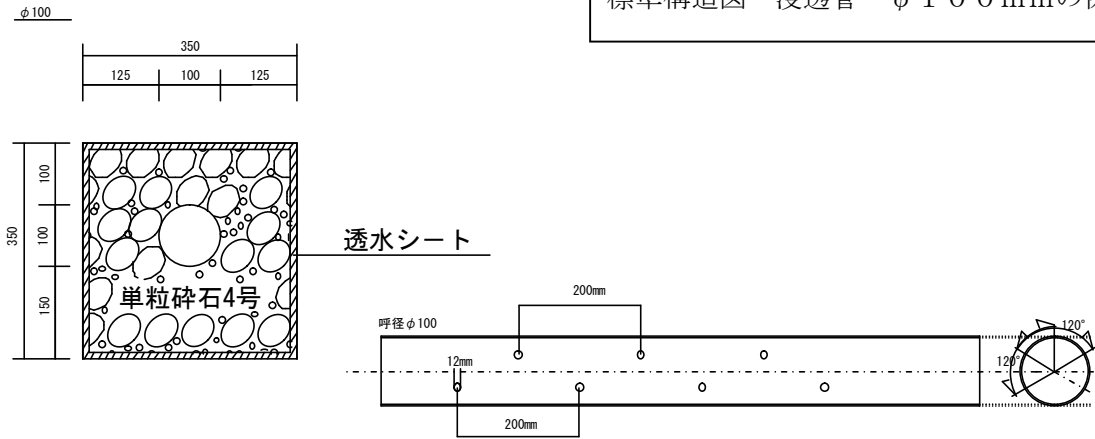


標準構造図の例
浸透柵（CO製） φ300mm の例

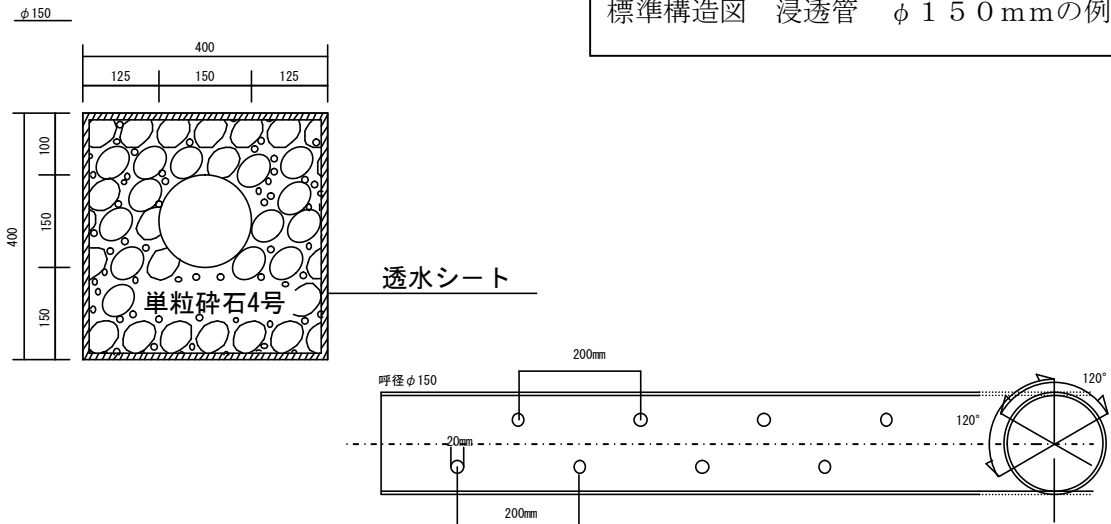


浸透管の場合

標準構造図 浸透管 φ100mmの例



標準構造図 浸透管 φ150mmの例



標準構造図 浸透管 φ200mmの例

